惣川浄水場休日夜間等運転管理業務委託

性能仕様書

令和６年（２０２４年）１１月

宝塚市上下水道局

第１章　総則

（目的）

第１条　本仕様書は、宝塚市上下水道局（以下「委託者」という。）が管理する惣川浄水場（以下「浄水場」という。）の運転管理を円滑に行い、水道施設の機能を十分に発揮し、維持管理の適正な運営を図るため、惣川浄水場休日夜間等運転管理業務委託（以下「本業務」という。）に係る性能仕様を定めることを目的とする。

（適用）

第２条　本業務を受託する者（以下「受託者」という。）は、本仕様書に定める事項を満たす限りにおいて、本業務に関し自由に提案を行うことができる。

２　受託者が提出する提案については、委託者、受託者双方が協議を行った上で、その内容を本業務の履行に十分反映させることができる。

（業務の履行）

第３条　受託者は、浄水場の機能が十分発揮できるよう、本仕様書の他、惣川浄水場休日夜間等運転管理業務委託特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)、契約書、現地説明会及びその他の関係書類に基づき誠実かつ安全に、また、委託者と協議し業務を履行しなければならない。なお、本仕様書に記載なき事項であっても、業務遂行上当然に必要なものは受託者の責任においてこれを満足しなければならない。

２　受託者は、水道施設の構造、性能、系統及びその周辺の状況を把握し、水道施設の運転に精通するとともに、業務の遂行にあたって常に問題意識をもってこれにあたり、創意工夫し設備の予防保全に努めなければならない。

３　受託者は、本業務が水道水の供給という社会的使命を持つことを認識し、その役割を誠実に行わなければならない。

４　受託者は、地域住民と十分に協調を保ち、業務の円滑な進捗に期さなければならない。

（関係法令遵守）

第４条　受託者は、本業務の履行にあたり、次に掲げる法規を遵守しなければならない。

（１）労働基準法
（２）労働安全衛生法
（３）職業安定法
（４）労働者災害補償保険法
（５）水道法
（６）電気事業法
（７）消防法
（８）騒音規制法
（９）水質汚濁防止法

（１０）大気汚染防止法
（１１）廃棄物の処理及び清掃に関する法律
（１２）エネルギーの使用の合理化等に関する法律
（１３）個人情報の保護に関する法律
（１４）その他、この契約の履行に関する法律
（１５）監督官庁からの指示命令等

（守秘義務）
第５条　受託者は、本業務で知り得た委託者の施設及び委託者の関連情報を業務以外に使用し、又は他に漏らしてはならない。
２　受託者は、委託者の承諾を得て管理している書類や図書を委託者の許可なく外部に持ち出したり、他人に閲覧、複写、譲渡等をしてはならない。

（業務の一部再委託）
第６条　受託者は、本業務の実施にあたり、書面により委託者の承認を受けた場合に限り、その業務の一部を他の者に再委託し、又は請け負わせることができる。ただし、受託者は、本業務の実施にあたっては工程管理、業務実施確認等、その業務が完了するまで責任を持って監督すること。
２　委託者は、再委託等をすることにより、業務の確実な履行が見込めないと認める場合には承認しないことができる。また、本業務の全部を再委託することはできない。

（安全管理）
第７条　受託者は、業務遂行上危険が見込まれる場合や保安設備の改善が必要な場合は、委託者に速やかに報告するとともに必要な対策を講じ、労働災害の防止に努めなければならない。
２　受託者は、現場統括責任者、現場責任者、及び従事者（以下「業務従事者」という。）が危険な作業を行う場合は、関係法令を遵守し、安全教育を実施して、作業の安全確保を図らなければならない。

（健康管理）
第８条　受託者は、労働安全衛生法の規定により、業務従事者に対して、定期又は臨時の水道法第２１条に基づく健康診断(以下「健康診断という。」)を実施し、業務従事者の健康管理に努めなければならない。
２　受託者は、委託業務期間開始前までに業務従事者に対して、健康診断を行い、陰性の結果を委託者に提出しなければならない。また、６ヶ月ごとに１回以上、業務従事者に当該健康診断を実施し、その結果を委託者に提出しなければならない。
３　受託者は、業務従事者に感染症等の疑いがある場合は、業務従事者の変更を速やかに行い、安全衛生管理の徹底を図らなければならない。
４　受託者は、前３項で規定する事項のほか、災害防止関係法令等に定めるところにより、常に安全衛生管理全般に留意し、労働災害防止に努めなければならない。

（環境への取組）

第９条　受託者は、業務の履行にあたり、常に省エネルギー及び省資源の視点から、環境に配慮しなければならない。

（水道施設の一般管理）

第１０条　受託者は、水道法、労働安全衛生法の法令、規則及び基準等の関連法令を遵守することを基本とし、業務の実施、水道施設の保安等について、十分注意を払わなければならない。

第２章　業務内容

（委託する施設）

第１１条　委託者が受託者に委託する施設・場所及び設備等は、別表１から別表６のとおりとする。

（委託期間）

第１２条　業務の委託期間は、令和７年１０月１日から令和１０年３月３１日までとする。

（委託代金の支払い）

第１３条　委託者は、受託者に対し、委託代金の総額を３０（月）で除した金額を毎月支払う。

（業務内容の大要）

第１４条　本業務の大要は次のとおりである。

（１）運転管理業務

水道施設、設備等を管理、運転監視操作をするために施設に常駐し、主に監視室において行う以下の日常業務

ア　運転監視操作業務

①監視室業務

②緊急時の初期対応

③報告書等の作成整理

④マニュアルの作成と見直し

イ　水質監視業務

①　水質検査（毎日検査）

ウ　浄水場の運転管理業務

①浄水場の運転管理

②浄水場の点検・巡視

エ　その他関連業務

①門扉の開閉・施錠、ＩＴＶ設備等による対象施設構内の監視

②備品・物品（支給品、貸与品）の管理

（２）保全管理業務

浄水場等が正常な状態で運転できるようにその機能を維持することを目的とする以下の作業

ア　保守点検業務

①日常点検

②補修業務（日常補修）

（３）その他技術業務

運転管理業務や保全管理業務を履行するにあたり必要とされる以下に揚げる技術的業務

ア　委託者が別に発注する業務対応等

イ　緊急時の対応業務

ウ　臨時の水質監視業務

エ　受託者が専門業者に発注する業務対応等

オ　その他必要な業務

（４）その他関連業務

ア　浄水場の運転管理及び保全管理に係る付帯的業務

（運転管理業務）

第１５条　受託者は、特記仕様書に定める事項に基づき、別表１から別表３に記載の対象施設・設備の運転監視操作業務、水質監視業務、浄水場の運転管理業務及びその他関連業務を行い、別表４から別表６に記載の施設の運転監視操作業務を行う。また、制御及び監視により異常を発見した場合又は変更が必要な場合は、その都度速やかに委託者に報告し、その指示に従い処置を行う。ただし、次に掲げるものは、受託者の判断で実施後、委託者に報告することにより処置できる。なお、別表５及び別表６に記載の施設は、令和９年度より本業務の対象とする予定である。

（１）浄水過程における、経済的かつ適正な運転管理

（２）取水設備の適正な流量管理

２　制御及び監視は、次のとおりとする。

（１）受変電設備の監視

（２）原水流量及び送水流量の監視及び制御

（３）取水設備の監視及び制御

（４）水道施設の各池の水位及び流量等の監視

（５）水道施設のポンプ施設等の流量等の監視

（６）沈殿池、急速ろ過池等の運転監視及び制御

（７）濁度、pH 値、残留塩素等水質の監視

（８）薬品等の注入量の監視及び制御

（９）薬品類、潤滑油脂類等の残量記録及び制御

（保全管理業務）

第１６条　受託者は、特記仕様書及び当該年度の業務実施計画書に基づき、別表１に記載の対象設備の保守点検業務を行うものとする。

（引継書の作成）

第１７条　受託者は、引継書を作成し、委託者に報告するとともに、次の勤務時間に従事する者に引継ぎを行わなければならない。引継書の内容については、特記仕様書のとおりとする。

２　受託者は、点検記録等のデータを引継書に記入し、管理するとともに、浄水場に常設する日報にも追加記入すること。

（簡易な補修）

第１８条　受託者は、保守点検により発見した不良箇所若しくは、故障の発生により破損した箇所のうち、現場で修理可能なものについては修理し、作業終了後速やかに委託者に報告し、後日、修理の状況を記した書類を提出すること。ただし、当該事象が水道施設に重大な影響を及ぼす恐れがある場合は、応急措置を行うとともに、委託者に連絡し、その対応について協議すること。

２　設備の簡易な補修、調整に必要な工具類、安全対策器具、カメラについては受託者の負担とする。

（車両の運行）

第１９条　受託者は、運転管理業務や保全管理業務等において、場外で作業する場合は受託者の所有する車両を使用し、受託者の運転で車両を運行すること。

２　受託者が使用する車両には、委託者の承認を受けて水道事業に従事していることを示す表示を施すこと。

３　委託者と受託者が同じ車両に乗ってはならない。

４　受託者の車両事故については、受託者が一切の責任を持つこと。

（施設の性能確認）

第２０条　受託者は、業務開始前に、現地で委託者の立ち合いのもと、施設の性能確認を行うこと。

２　契約終了に伴う施設の機能確認の結果、その機能に不備があり、当該不備が受託者の管理に起因する場合は、受託者の費用でその機能を回復させること。

３　施設の機能確認が困難又は判断できない場合の措置は、委託者と受託者の協議により定めること。

第３章　業務体制

（業務の実施）

第２１条　受託者は、本業務の実施体制について、契約締結後速やかに委託者が定めた監督員と打合せを行い、契約書、本仕様書に基づき、業務履行計画書を作成して委託者の承諾を得なければならない。

２　受託者は、承認した業務の実施体制であっても、本業務の遂行上必要があると認められる場合は、文章で改善を申し入れることができる。

３　受託者は、委託者の作成した計画（水安全計画等）を十分に理解し、業務を行わなければならない。

４　委託者は、緊急を要すると判断した業務については、受託者に他の業務に優先して実施するよう指示することができるものとする。この場合、受託者は委託者の指示に従い対応しなければならない。

（勤務形態）

第２２条　業務の勤務形態は次のとおりとする。

（１）日勤

業務する日　土曜日、日曜日、１２月２９日から１月３日及び「国民の祝日に関する法律」に規定する休日とする。

業務時間　　９時００分から１７時３０分までとする。

（２）夜勤

業務する日　年間を通じ全日（土曜日、日曜日、前号の日勤の業務する日を含む）とする。

業務時間　　１７時１５分から翌朝９時１５分までとする。

（３）引継時間　昼間から夜間へ　１７時１５分～１７時３０分

夜間から昼間へ　　９時００分～　９時１５分

現場には常に２名を配置し、現場統括責任者または現場責任者を常駐させるものとする。

（業務従事者の届け出）

第２３条　受託者は、業務従事者の履歴、職種、職務分担等（業務従事者の資格を証明するものを含む。）を記載した業務従事者選任届を届け出ること。また、変更がある場合も同様とする。

２　業務従事者について、業務の履行上著しく不適格と認められる場合は、委託者、受託者双方が協議の上、当該業務従事者を変更することができる。

（現場統括責任者及び現場責任者の選任）

第２４条　受託者は、業務を円滑に遂行するため、業務従事者のうち現場統括責任者１名及び現場責任者を３名以上選任し、委託者に報告しなければならない。なお、現場統括責任者及び現場責任者の選任基準については、特記仕様書に定めるとおりとする。

（現場統括責任者の職務）

第２５条　現場統括責任者の職務は、次のとおりとする。

（１）技術上の業務を統括する責任者として、現場責任者及び従事者の指揮、監督を行うとともに、技能の向上及び事故防止に努める。

（２）契約書、本仕様書、特記仕様書、完成図書、その他関係書類により、業務の目的、内容を十分理解し、施設の機能を把握し、委託者と密接な関係を取り、業務の適正かつ円滑な遂行を図る。

（３）設備及び管理状況を常に的確に掌握し、いかなる場合においても対処できる体制に努める。

（現場責任者及び従事者の職務）

第２６条　現場責任者及び従事者の職務は次のとおりとする。

（１）現場責任者は現場に１名以上常駐し（現場統括責任者の勤務する日を除く）、現場統括責任者の指示を受け、日常業務の指揮、監督を行うとともに、業務の適正かつ円滑な遂行を図る。

（２）従事者は現場責任者を補佐し、業務の適正かつ円滑な遂行を図る。

（業務従事者の服装等）

第２７条　受託者は、業務従事者に安全かつ清潔な統一した服装をさせ、胸に名札を着用させるとともに、対応については部外者から指摘を受けないようにしなければならない。

（業務の習熟）

第２８条　受託者は、本仕様書、特記仕様書等により、業務従事者に対し、研修その他必要な教育を自らの責任で行い、業務開始日時から委託者に依存することなく業務を遂行できる体制を整備しなければならない。

２　研修については、事前に実施期間及び研修内容等を委託者と受託者の両者で協議する。

３　習熟期間及び技術指導に係る経費は、受託者が負担しなければならない。

（危機管理対応）

第２９条　受託者は、震災、停電、施設の故障、水質異常等の緊急事態が発生した場合及び警備に伴う異常事態が発生した場合に備えて、緊急連絡体制を整備するとともに、業務従事者を非常招集できる体制を確立し、必要な応急措置を行える準備をしておかなければならない。

２　受託者は、緊急事態が発生した場合は、必要な初期対応を行ったのち速やかに緊急連絡表に基づき委託者に連絡しなければならない。

３　受託者は、自然災害（震災・風水害等）、停電、施設の故障、水質異常等緊急事態の初期対応について、委託者に提案しなければならない。

４　受託者は、業務従事者に対して、浄配水施設等の保全・保安に関し必要な知識及び機能に関する教育を年１回以上実施するとともに、委託者が実施する訓練にも参加させなければならない。

５　受託者は、委託者が策定している水安全計画や上下水道事業業務継続計画等に基づき、危機管理対応を行わなければならない。

６　受託者の提案に基づき、委託者、受託者協議の上、詳細な危機管理対応を定める。

第４章　業務書類

（業務書類等）

第３０条　受託者は、業務の履行にあたり次の書類を定められた期間内に提出しなければならない。

（１）年間業務実施計画書

（当該年度開始前月の１日までに提出、ただし、初年度については、準備期間終了月の１日までに提出）

（２）年間業務履行報告書

（当該年度分は翌年度の４月１５日までに提出、ただし、契約最終年度は業務終了後速やかに提出）

（３）月間業務実施計画書（前月の１５日までに提出）

（４）月間業務履行報告書（月間業務終了後速やかに提出）

（５）勤務割表（前月の１５日までに提出）

（６）その他、委託者が業務完了検査等で要求するもの（指示後、速やかに提出）

２　受託者は、契約締結後、次の書類を提出しなければならない。

（１）着手届（契約締結後速やかに提出）

（２）現場統括責任者選任届（準備期間終了月の１５日までに提出）

（３）業務従事者選任届（準備期間終了月の１５日までに提出）

（４）業務履行計画書（準備期間終了月の１５日までに提出）

（５）借用承諾願

（当該年度開始前月の１５日までに提出、ただし、初年度については、準備期間終了月の１５日までに提出）

（６）その他、委託者の必要と認めるもの（指示後、速やかに提出）

（業務履行計画書の作成要領）

第３１条　受託者は、準備期間終了月の１５日までに契約書、本仕様書に基づき、委託者と十分な協議を行い契約期間における業務履行計画書を策定し、委託者に提出するものとする。業務履行計画書には、次の事項について記載しなければならない。

（１）業務概要に関すること

水道施設の重要性に鑑み、その目的を達成するための委託業務における管理の基本方針及びその概要について、委託業務に対する考え方が把握できるよう記載する。

（２）業務組織に関すること

業務委託を遂行する上で必要な組織及び体制について、業務組織・業務分担・緊急時・その他の組織等の体制、配置人数、その目的と系統及び分担等が明確に把握できるよう記載する。

（３）本業務における主たる業務の実施計画（工程）の概要

（４）主たる業務履行計画書、報告書類の提出、業務検査に関する計画

（５）その他必要な計画

（年間業務実施計画書の作成要領）

第３２条　受託者は、業務履行計画書に基づき、各業務を実施する上で留意すべき点、効率的・効果的業務方法等について示した年間業務実施計画書を策定し、委託者に提出しなければならない。年間業務実施計画書には、次の事項について記載すること。

（１）業務計画に関すること

年間業務工程表（運転監視操作業務・保守点検業務)、労務工程表

（２）業務方法に関すること

業務方法・要領及び運転指標、保守点検業務基準（周期、項目等）

（３）安全衛生管理に関すること

安全衛生管理対策、安全衛生管理計画表、研修計画表、安全衛生管理組織表

（４）保全・保安管理・安全パトロール等に関すること

保全・保安管理・安全パトロール等の内容及び実施予定表

（５）水質監視業務に関すること

水質監視業務実施方法、検査体制

（６）各種報告書様式

日報・月報・年報・運転記録、その他文書等

（７）その他必要事項

２　受託者は、年間業務実施計画書に基づき業務を遂行し、その年間業務が終了した際には、定められた期日までに年間業務履行報告書を提出しなければならない。なお、年間業務履行報告書は、年間業務実施計画書で計画した諸事項に対して、その実績が明らかになるよう記載すること。

（月間業務実施計画書の作成要領）

第３３条　受託者は業務計画について、あらかじめその内容を委託者と協議し、決められた諸事項を満たす月間業務実施計画書を提出しなければならない。なお、詳細な諸事項が必要な場合は、月間業務実施計画書に添付して提出すること。

２　受託者は、月間業務実施計画書を変更する必要が生じた場合は、その都度委託者と協議しなければならない。

３　受託者は、月間業務実施計画書に基づき業務を遂行し、その月間業務が終了した際には、定められた期日までに月間業務履行報告書を提出しなければならない。なお、月間業務履行報告書は月間業務実施計画書で計画した諸事項に対して、その実績が明らかになるよう記載すること。

（年間業務履行報告書及び月間業務履行報告書の作成要領）

第３４条　年間業務履行報告書及び月間業務履行報告書は以下について報告すること。

（１）年間業務履行報告書

ア　年間業務完了届

イ　年間業務完了報告書

①年間業務所見

②年間運転管理データ

③年間水質管理データ

④年間業務実績報告書

⑤物品管理報告書

ウ　その他業務検査必要書類

（２）月間業務履行報告書

ア　月間業務完了届

イ　月間業務完了報告書

①月間業務所見

②月間運転管理データ

③月間水質管理データ

④月間業務実績報告書

ウ　その他業務検査必要書類

（委託業務履行検査）

第３５条　受託者は、月間及び年間業務を完了したとき、現場統括責任者立ち合いのもと、次の方法により委託者の業務完了検査を受けなければならない。

（１）月間業務完了検査

ア　月間業務完了検査は、受託者から月間業務完了届が提出され、１４日以内に、委託者が受託者立会いの下に行う。

イ　検査日及び場所については、委託者と受託者双方が協議して定める。

ウ　検査は、受託者が提出した月間業務実施計画書に基づき業務報告書の内容について、照合・確認を行う。

エ　業務完了検査内容のうち、委託者が特に認めた事項については、検査を省略することができる。

オ　検査の結果、不合格となった部分がある場合、受託者は速やかに不合格部分を改善し再検査を受けること。

（２）年間業務完了検査

ア　年間業務完了検査は、受託者から年間業務完了届が提出され、１４日以内に、委託者が受託者の立会いの下に行う。

イ　検査日及び場所については、委託者と受託者双方が協議して定める。

ウ　検査は、受託者が提出した当該年の年間業務実施計画書に基づき業務報告書の内容について、照合・確認を行う。

エ　業務完了検査内容のうち、委託者が特に認めた事項については、検査を省略することができる。

オ　検査の結果、不合格となった部分がある場合、受託者は速やかに不合格部分を改良し再検査を受けること。

第５章　費用負担

（経費の負担）

第３６条　受託者が業務履行上で負担する経費は、受託者自らが業務履行上で直接的に必要な事務費及び運転・維持管理費等とし、次のとおりとする。ただし、委託者が使用を認めた場合は、この限りではない。

（１）机・椅子・書棚・ロッカー・パソコン・プリンター・コピー機等の事務品

（２）各種用紙・筆記用具・ファイル等の事務用品

（３）食器棚・茶器・台所用品等の消耗品

（４）各種作業服・各種靴・各種手袋・ヘルメット・安全マスク・保護眼鏡等の安全保護具・機器

（５）設備点検・小修理に係る点検工具、回路計、懐中電灯等の工具・機器

（６）日常点検に必要な器具及び試薬に係る費用

（７）点検・巡視用車両及び車両維持管理に係る費用

（８）清掃用具及び清掃用品、消耗品

（９）電話・ファックスの設置工事費及び維持費、緊急時、委託業務の連絡用としての電話、ファックス、インターネット設置工事及び維持管理費
（１０）備消耗品等の調達、管理費用
（１１）通勤に係る経費や敷地内の駐車場費用
（１２）各種保険の加入に係る経費
（１３）その他必要物品に係る経費
２　本業務に必要な光熱水費は、委託者の負担とする。

第６章　責任分担

（責任分担）
第３７条　契約期間中に生じた運転及び維持管理上の不備、誤操作等による水質の異常、機器等の破損、故障等は受託者の負担において速やかに補修、改善若しくは取替え又は補償等により解決することとする。ただし、テロ及び天災事変等の事故による場合は、この限りではない。
２　業務範囲における責任分担の詳細については、別表７による。

（損害賠償責任）
第３８条　受託者は、業務の遂行に伴い故意又は重過失によって浄水場等の機器の損傷及び停止等の影響を与えた場合、またはその他第三者に対して損害を与えた場合については、損害賠償の責めを負わなければならない。
２　本業務実施における水道施設について、その水道管理者としての責任は委託者にあるものとし、本業務範囲における施設の運転・維持管理上の責任は原則として、受託者が負うものとする。ただし、委託者が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、この限りではない。
３　リスクの分散を図るため、委託者及び受託者は、保険対応可能な事項については保険加入を実施するものとする。
４　受託者は、次に掲げる保険金額以上の損害賠償保険に加入しなければならない。
（１）身体賠償　１名　５千万円
（２）身体賠償　１事故　３億円
（３）財物賠償　１事故　１千万円
５　受託者は加入した保険について、業務履行計画書に記載し、その写しを添付すること。

第７章　その他

（業務記録等の整備）
第３９条　受託者は、本仕様書第４章に示す業務の履行又は確認に必要な書類を常に整備し、委託者が提出を求めた場合は、速やかに提出しなければならない。
２　受託者は、業務遂行上で必要な諸事項について、委託者と打合せ、協議等を行った場合は、その都度その内容を議事録として整理し、委託者に提出し承認を受けなければならない。

（貸与品）

第４０条　委託者は、受託者に必要に応じて関係書類、工具、試験機器等を貸与する。

２　受託者は、前項に揚げる以外のもので、業務遂行上必要と認められる場合は、委託者の許可を得て使用することができる。

３　受託者は、貸与品等について、台帳を作成して最適な管理を行い、委託者に報告しなければならない。

（休憩室等の自主管理）

第４１条　受託者は、浄水場施設の一部を休憩室として使用する場合、委託者の許可を受けるとともに、受託者の責任において維持管理を行わなければならない。

２　休憩室等は無償で提供するが、使用期間中、受託者の責任で汚損等があった場合、受託者の負担により原状回復しなければならない。

３　受託者は、委託者が実施する火災報知器等の消防設備の点検・検査業務に協力しなければならない。

（火災の防止）

第４２条　受託者は、水道施設の火災を未然に防止するため、火気の正確な取扱い及び後始末を徹底しなければならない。

２　受託者は、浄水場等の火災を未然に防止するため、業務従事者の中から火元責任者を選任し、火気の正確な取り扱い及び後始末を徹底させ、火災防止に努めなければならない。

（業務の中断）

第４３条　受託者は、やむを得ない事情により本業務を中断するときは、その旨を委託者に報告するとともに、業務継続の為の対応について、委託者と協議し水道水の供給に支障を生じることのないよう、誠意をもって、これに対応しなければならない。

（履行期間終了に伴う業務引継）

第４４条　受託者は、本業務に支障が生じることがないよう、委託業務が終了した時、又は契約が解除された時は、委託者が指名する者に対象施設・設備の運転管理及び保全管理に係る業務引継ぎを誠実に行わなければならない。習熟期間及び技術指導に係る経費は、技術指導を受ける者の負担とする。

２　受託者は、引継ぎのために必要となる業務に関する留意事項、マニュアルその他必要な資料を含む引継ぎ文章を作成すること。

３　受託者は、本業務が円滑に引継がれるよう、委託者に最大限協力すること。

（雑則）

第４５条　受託者は、本仕様書に明記されていない事項であっても、運転操作上、当然必要な業務等は、良識のある判断に基づいて行わなければならない。

２　委託者が運転に係る資料の提出を要求した場合、受託者は速やかに応じなければならない。

３　受託者は、委託者の承諾なく委託者の所有物を場外に持ち出し、又は業務に必要としないものを持ち込んではならない。

（疑義）

第４６条　本仕様書に疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、委託者と受託者の協議の上、定める。

別表１　業務委託する施設・設備（浄水施設）

施設名称	惣川浄水場
所在地	宝塚市すみれガ丘４丁目２番１号
敷地面積	32,536㎡
供用開始	昭和 52 年４月
配水区域	武庫川左岸の西部地域、武庫川右岸の一部地域
配水施設能力	25,000㎥/日
日平均浄水量	14,000㎥/日（令和５年度）
活性炭接触池	幅 1.6m×長さ 2.0m×水深 4.33m×2 連×2 池 幅 3.5m×長さ（3.5m×4 連＋2.5m×1 連）×水深 4.0m×2 池
沈殿池	横流式傾斜板沈殿池（幅 12.5m×長さ 45.0m×水深 3.1m×2 池）
ろ過池	グリーンリーフフィルター（幅 3.5m×長さ 7.5m×8 池）
浄水池 （配水池）	全地下式フラットスラブ構造 幅 22.1m×長さ 31.1m×水深 4.9m×2 池
使用薬品	次亜塩素ソーダ（NaClO）「酸化剤、減菌剤」
	苛性ソーダ（NaOH）「pH 調整」
	高塩基度ポリ塩化アルミニウム（PAC）「凝集剤」
	高機能粉末活性炭
濃縮汚泥層	２槽
排水処理	場内に第二排水処理場を併設（無薬注加圧脱水方式）
送水	自然流下方式
配水	自然流下方式
災害対策	緊急時用応急給水栓
自家発電機	電圧 6,600V×容量 250kVA×１台

別表２　その他参考施設（取水施設）

施設名称	所在地	概要
切畑渓流取水口	切畑字検見１番地１	面積：6,040 ㎡ 水源：武庫川水系僧川 形式：コンクリート重力式
立合新田渓流取水口	切畑字滝ケ平井 49 番地	面積：2,942 ㎡ 水源：武庫川水系新田川 形式：コンクリート重力式
長尾山渓流取水口	切畑字長尾山 19 番地 26	面積：4,619 ㎡ 水源：武庫川水系惣川 形式：コンクリート重力式
川下川貯水池	玉瀬字イズリハ	面積：350,297 ㎡ 水源：武庫川水系川下川、新田川、僧川、惣川 形式：中心ｺｱ型ﾛｯｸﾌｨﾙﾀﾞﾑ (H=45m,W=262m,HWL170m,LWL145m) 有効貯水量：2,650,000 ㎥

別表３　その他参考施設（導水施設）

施設名称	口径	延長
取水導水（圧力）トンネル (ﾀﾞﾑ～減勢設備)	φ1900mm×L=5,147m	5,147m
取水導水（無圧）トンネル (減勢設備～接合井)	H=1.8m×W=1.6m	1,870m
取水トンネル（支水路）	H=1.8m×W=1.6m　φ1200mm～φ600mm	1,104m
導水管（接合井～着水井）	φ800mm×L=160m、φ450mm×2 条×L=58m(水管橋) φ600mm×L=927m	1,145m

別表４　その他参考施設（惣川系統）

施設名称	施設所在地	概要
惣川浄水場配水池	すみれガ丘４丁目２番１号	RC 造　２池　V=6,735m^3
高台中配水池	御殿山４丁目 20 番 12 号	RC 造　１池　V=300m^3 RC 造　１池　V=600m^3
高台中加圧所	御殿山４丁目 20 番 12 号	送水ポンプ 7.5kw×43-35m×２台
高台下配水池	御殿山４丁目 46 番地	RC 造　２池　V=800m^3 緊急遮断弁
高台下加圧所	御殿山４丁目 46 番地	送水ポンプ 15kw×55m×２台
高台上配水池	御殿山４丁目 28 番 19 号	RC 造　２池　V=300m^3
米谷上配水池	売布きよしガ丘 12 番地 1102	RC 造　２池　V=550m^3
米谷上加圧所	売布自由ガ丘	送水ポンプ 30kw×90m×２台　受水槽 SUS V=60m^3
米谷下配水池	売布ガ丘３番５号	RC 造　２池　V=　708m^3 緊急遮断弁 PC 造　１池　V=1,300m^3 緊急遮断弁
米谷下加圧所	売布ガ丘３番５号	送水ポンプ 18.5kw×62m×３台
きよしガ丘配水池	切畑字長尾山 12 番地 1119	RC 造　２池　V=140m^3 RC 造　１池　V=200m^3
泉ガ丘配水池	泉ガ丘 226 番地２	RC 造　１池　V=130m^3
すみれガ丘上配水池	すみれガ丘３丁目３番６号	RC 造　１池　V=2,480m^3　緊急遮断弁
すみれガ丘下配水池	すみれガ丘２丁目３番９号	RC 造　２池　V=1,120m^3　緊急遮断弁
すみれガ丘下加圧所	すみれガ丘２丁目３番９号	送水ポンプ 30kw×　52m×２台
すみれガ丘加圧所	すみれガ丘１丁目１番９号	送水ポンプ 45kw×101m×４台　受水槽 RC 造 V=270m^3
玉瀬浄水場	玉瀬字細尾１番地 35	現在、休止中

別表５　その他参考施設（生瀬系統）［令和９年度より対象予定］

施設名称	施設所在地	概要
生瀬浄水場	西宮市生瀬東町４番１号	送水ポンプ 55kw×70m×４台　RC 造 V=428m^3
白瀬上配水池	小林字西山３番地 748	RC 造　２池　V=465m^3
白瀬下配水池	逆瀬台２丁目３番地 362	RC 造　２池　V=1,573m^3　緊急遮断弁
白瀬下加圧所	逆瀬台２丁目３番 362	送水ポンプ　18.5kw×62m×２台
宝南荘配水池	逆瀬台４丁目 16 番８号	RC 造　２池　V=590m^3
西山配水池	光ガ丘１丁目 20 番 13 号	RC 造　２池　V=480m^3
寿楽荘配水池	宝梅３丁目 85 番地１	RC 造　２池　V=　600m^3　緊急遮断弁 PC 造　１池　V=2,000m^3
寿楽荘加圧所	宝梅３丁目 85 番地１	送水ポンプ　45kw×105m×２台
旭ガ丘加圧所	宝梅２丁目 47 番地	送水ポンプ　75kw×95m×３台　受水槽　RC 造　V=250m^3 〃　55kw×65m×２台
光ガ丘配水池	光ガ丘２丁目 289 番地 11	RC 造　１池　V=50m^3
紅葉谷上配水池	伊子志字武庫山 805 番地１	PC 造　１池　V=700m^3　緊急遮断弁
紅葉谷中配水池	紅葉ガ丘 800 番地 59	RC 造　２池　V=300m^3
紅葉谷下配水池	武庫山２丁目 121 番地２	RC 造　１池　V=138m^3 RC 造　１池　V= 54m^3
紅葉谷下加圧所	武庫山２丁目 121 番地２	送水ポンプ 75kw×155m×２台
長寿ガ丘配水池	月見山２丁目 15 番地	RC 造　２池　V=70m^3
青葉台減圧槽	青葉台２丁目６番 195	RC 造　V=8.6m^3

別表６　その他参考施設（阪水系統）［令和９年度より対象予定］

施設名称	施設所在地	概要
高丸加圧所	仁川高丸２丁目 89 番地	送水ポンプ　22kw×66m×２台　受水槽　RC 造　V=20m^3
仁川団地加圧所	仁川団地５番 17 号	送水ポンプ　30kw×80m×２台　受水槽　RC 造　V=16.5m^3×２
高丸下配水池	仁川高丸１丁目６番 16 号	RC 造　１池　V=300m^3
高丸下加圧所	仁川高丸１丁目６番 16 号	送水ポンプ　11kw×61m×２台
高丸上配水池	仁川高丸３丁目 18 番 26 号	PC 造　１池　V=310m^3
うぐいす台配水池	仁川団地 41 番７号	RC 造　２池　V=428m^3
塔の町配水池	塔の町３番 54 号	PC 造　１池　V=3,000m^3
小林配水池	千種１丁目２番 31 号	PC 造　１池　V=2,000m^3 RC 造　１池　V=2,300m^3
逆瀬下配水池	千種４丁目 13 番９号	PC 造　１池　V=1,800m^3
逆瀬下加圧所	千種４丁目 13 番９号	送水ポンプ　30kw×97m×３台 〃　37kw×97m×３台
逆瀬上配水池	野上６丁目 34 番地１	PC 造　１池　V=2,000m^3
北畑加圧所	野上１丁目 96 番３号	送水ポンプ　55kw×106m×２台　受水槽　RC 造　V=65m^3
宝南荘配水池	逆瀬台４丁目 16 番８号	RC 造　２池　V=　590m^3
ゆずり葉加圧所	小林字西山７番地の 11	送水ポンプ　11kw×90m×２台　受水槽　RC 造　V=14m^3
ゆずり葉下配水池	ゆずり葉台２丁目６番 30 号	RC 造　２池　V=180m^3
ゆずり葉下加圧所	ゆずり葉台２丁目６番 30 号	送水ポンプ　11kw×73m×２台
ゆずり葉上配水池	ゆずり葉台３丁目３番 26 号	RC 造　２池　V=250m^3
旭ガ丘加圧所	宝梅２丁目 47 番地	送水ポンプ　75kw×95m×３台　受水槽　RC 造　V=250m^3 〃　55kw×65m×２台
寿楽荘配水池	宝梅３丁目 85 番地１	RC 造　２池　V=　600m^3　緊急遮断弁 PC 造　１池　V=2,000m^3
寿楽荘加圧所	宝梅３丁目 85 番地１	送水ポンプ　45kw×105m×２台
高司水質監視所	高司４丁目６番	

表７　業務と責任分担

項目		責任分担	
		委託者	受託者
１． 財産管理	①行政財産使用許可	○	
	②占用許可申請	○	
	③管理用用地管理	○	
２． 運転管理	①苦情処理		
	・苦情初期対応（電話対応）		○
	・苦情対応（現場対応）	○	
	②導・送水管事故		
	・漏水初期対応（電話対応）		○
	・漏水対応及び復旧対応	○	○
	・大規模な漏水及び広範な断水を伴う漏水対	○	○
	③停電		
	・落雷等による停電対応		○
	・送電事故等に伴う地域大規模停電対応	○	○
	④施設事故（薬品漏洩、場内配管破損等）		
	・初期対応		○
	・減断水を伴わない事故対応		○
	・減断水を伴う事故対応	○	○
	⑤浄水発生土搬出処分に係る業務		
	・契約	○	
	・連絡、マニュフェスト発行に係る準備作業	○	
	⑥水運用		
	・軽微な水運用		○
	・平常時、事故時の水運用	○	
３． 浄水処理管理	①平常時		○
	②施設故障時		
	・供給水質に影響を与えない事態の処理		○
	・減断水を伴う事態の処理	○	○
	③質異常時		
	・供給水質に影響を与えない事態の処理		○
	・減断水を伴う事態の処理	○	○
４． 保全管理	①　点検		○
	②　修繕		○
	③　埋設配管漏水復旧	○	○
	④　施設改良	○	
	⑤　電気主任技術者	○	
５． 防災	①　地震（震度３以上）		
	・委託施設（水道施設）の点検	○	○
	・委託外施設（配水管等）の点検	○	○
	②火災		
	・初期対応（消防通報・委託者への通報）		○
	・火災に伴う対応	○	○
	③兵庫県及び市の防災体制に基づく業務	○	○

※　委託者、受託者双方に○が付いているものは、状況に応じ、委託者と受託者の両者に責任が発生することが考えられることから、連絡等により責任の分担を図る。

※　震度２以下の地震については、適宜日常点検を追加すること。